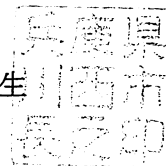


公文書部分公開決定通知書

第 9 号
平成29年5月11日

黒田 美智 様

川西市長 大塩 民生



平成29年5月8日付第9号で請求のありました公文書の公開については、次のとおり公文書の部分公開をすることと決定しましたので、川西市情報公開条例第10条第1項の規定により通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川西市長に対して審査請求をするか、6箇月以内に川西市長を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

公文書の件名		医療法人協和会からの「これからの地域医療における連携・協力体制構築のお願い」文書	
公文書の公開	日時	平成29年 5月 15日 (月) 午前 4時30分 午後	
	場所	市政情報コーナー	
公開することができない部分及び理由		(公開することができない部分) ・法人の印章の印影 川西市情報公開条例第7条第1項第2号該当(理由) ・法人の内部管理に関する情報であり、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。	
※上記理由のやむ時期		年 月 日 (公開を希望する場合は、この日以後に改めて公文書の公開を請求してください。)	
公文書の所管課		総合政策部 行政経営室 経営改革課	

- 注 1 公文書の公開の日時について都合が悪い場合は、あらかじめ市政情報コーナーに連絡してください。
- 2 公文書の公開の際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 ※印の欄は、公文書を公開することができない部分について、公文書の公開ができることとなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

平成28年12月13日

川西市長
大塩 民生 様

医療法人 協和会
理事長 北川 透

これからの地域医療における連携・協力体制構築のお願い

謹啓 師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、超高齢社会に突入した今日、当会が地域で求められていることは、これまでの急性期医療を中心とした医療体制から、療養から在宅に至る様々な医療・介護サービスを、それぞれのニーズに応じて提供できる体制へとシフトしていくことであると考えています。

当会ではこれまで、急性期医療はもちろんのこと、継続したりハビリテーション、療養、さらには介護、在宅支援等を、グループとして一貫して提供することにより、地域の皆様に、安心して利便性に富んだより優れたサービスを提供させていただくことを目指してきました。

その中で、グループの核となる協立病院は、地域の医療機関と密接に協力し、地域の皆様が安心して、信頼できる医療の提供に邁進してきていますが、病院建築からかなりの年月が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新たにキセラ川西地内に用地を確保して、新しい病院建設に向けての検討を進めております。

一方で、貴市の方でも、市民病院の老朽化による建替えの検討を始めておられると聞き及んでいます。このように同じ地域医療圏内において、時を同じくして検討を進めている病院の建設にあたりましては、持続的に安定した経営基盤の下、安心して信頼していただける医療の提供という観点からも、これまでも増してより密接な連携・協力体制を構築することが必要であると感じております。

つきましては、地域医療環境の充実にむけて、改めて貴市とともに病院建設を含めた協議を進めていくことができればと考えております。何とぞ、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白